

昭和21年8月2日～26年8月1日生まれの

# 国民健康保険に加入する70歳以上の方へ

## 新しい高齢受給者証を世帯主あてに7月16日に発送します



7月26日(月)までに届かない方は、医療保険年金課国保資格係へご連絡ください。8月1日(日)からは、新しい高齢受給者証(有効期限は令和4年7月31日)をお使いください(75歳からは後期高齢者医療制度の対象になるため、令和4年7月31日までに満75歳になる方の有効期限は「誕生日の前日」です)。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階) ☎(5273)4146へ。

### 医療費の自己負担額(一部負担金)の割合

令和3年度住民税の課税標準額と令和3年度の旧但し書き所得(※1)に応じて判定し、8月から適用します。割合の判定は下記のとおり行います。

(※1)総所得金額等から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を控除した額

- (1) 同じ世帯内の70歳～74歳の国民健康保険加入者全員の、令和3年度住民税の課税標準額が145万円未満
- (2) 同じ世帯内の70歳～74歳の国民健康保険加入者全員の、令和3年度住民税の旧但し書き所得の合計が210万円以下
- (3) 左記(1)(2)以外



●70歳～74歳の方が世帯主で、世帯に19歳未満の方がいる場合は、世帯主の課税標準額から「16歳未満の被保険者の人数×33万円」と「16歳以上19歳未満の被保険者の人数×12万円」の合計額を差し引いた額で判定します。

#### ◇収入額による特例

令和2年中の収入が収入基準額(※2)に該当する場合は、申請により「2割」となります。

#### (※2)収入基準額

同じ世帯内の70歳～74歳の国民健康保険加入者の令和2年中の収入が、1名の場合は383万円未満、2名以上の場合は合計額が520万円未満(後期高齢者医療制度に移行した方がいる場合は、その方の収入も合算します)

収入額による特例に該当する可能性のある方には、「基準収入額適用申請書」を7月13日までに発送しています。

【必要書類(郵送の場合は写し)】

- ▶基準収入額適用申請書、▶保険証、▶高齢受給者証、▶届出人の本人確認書類、▶届出人・手続き対象者の個人番号確認書類(郵送の場合は不要)、▶「令和2年分の確定申告書(控)」や「令和3年度特別区民税・都民税(住民税)申告書(控)」等の令和2年中の収入金額が確認できる書類

#### 【申請方法】

郵送または直接、同係へ。一部負担金の割合変更は申請日の翌月1日からです。該当する方はお早めにご申請ください。

★自己負担額の割合が3割の方で上記により自己負担額の割合が下がる可能性のある方は申請を

### 新型コロナの影響で国民年金保険料のお支払いが難しい方へ

## 国民年金の特例免除・学生納付特例 保険料免除申請対象期間を延長しました

【保険料免除申請対象期間】▶令和元年度分…令和2年2月～6月分(学生の方は令和2年2月～3月分)、▶令和2年度分…令和2年7月～3年6月分(学生の方は令和2年4月～3年3月分)、▶令和3年度分…令和3年7月～4年6月分(学生の方は令和3年4月～4年3月分)

【対象】次の要件を全て満たす方

- ▶令和2年2月以降に新型コロナの影響で収入が減少した
- ▶令和2年2月以降の所得等の状況から見て、所得の見込みが現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になること

【申請に必要なもの】▶国民年金保険料免除・納付猶予申請書または学生納付特例申請書、▶簡易な所得見込額の申立書、▶学生証(学生のみ、郵送の場合は写し)、▶本人確認書類

※申請書等は日本年金機構のホームページ(HP)https://www.nenkin.go.jp/から取り出せます。

※新型コロナ感染拡大防止のため、郵送での申請をご活用ください。

【提出先・問合せ】新宿年金事務所(〒169-8601大久保2-12-1) ☎(5285)8611、区医療保険年金課年金係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階) ☎(5273)4338へ。

### 求人情報サイト 「新宿区しごと図鑑」 リニューアル

「新宿区しごと図鑑」は、区内で仕事を探している女性や外国人の方などを対象とした、仕事探しに役立つ総合ポータルサイトです(右図二次元コード)。HP)https://shinjuku-shigoto.jp。



#### ❖区内でお仕事を探している方へ

##### ●区内企業の取材記事・求人情報

「新宿区しごと図鑑」では、女性や外国人の方の採用・育成に意欲的な区内中小企業を中心に紹介しています。各企業の求人情報だけでなく、経営者や社員の方へ取材し、企業理念や事業内容、働く方の思いなどにスポットを当てた記事を発信しています。興味のある企業には、「新宿区しごと図鑑」から直接問い合わせたり、求人に応募することができます。

##### ●就職に役立つイベント・コンテンツ

就職活動の基礎知識に関するセミナーや区内企業が参加する合同説明会等の情報を発信しています。就職関連のコラムや動画等も掲載していきます。

#### ❖「新宿区しごと図鑑」に掲載する企業を募集しています

「新宿区しごと図鑑」では、区内の中小企業の取材記事を通して、求人情報だけでは伝わらない企業の魅力を発信することで求職者の方とのマッチングを図り、企業の人材確保を支援しています。

※掲載を希望する場合は、事前にお問い合わせください。

※掲載枠に限りがあるため、募集を終了することがあります。

【問合せ】電話またはファックスで新宿区就業促進支援事業運営事務局(株)学情内 ☎(3545)7330・FAX(3545)7311へ。

## 「(仮称)新宿区移動等円滑化促進方針」の策定に向けて

パブリック・コメント制度(意見公募)でご意見を募集します



#### ●連続性を確保するための整備例

区では、誰もが円滑に移動できるよう区内のバリアフリー整備を促進するため、施設と施設間の道路や施設と道路の連続性を確保することのほかソフト施策等、区の総合的なバリアフリー化の方針である「(仮称)新宿区移動等円滑化促進方針」の策定を進めています。

#### ●方針の素案をとりまとめました

素案のとりまとめにあたっては、移動等円滑化促進方針策定協議会やまちあるきワークショップ等を開催し、高齢者や障害者、子育て世代の当事者の方々から多くの意見を伺いました。

#### ●方針の素案にご意見を

方針の素案は、都市計画課・区政情報課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。

ご意見には住所・氏名のほか、区内在勤・在学の方は勤務先・学校の名称・所在地を記入し、8月15日(日)までに郵送(必着)・ファックスまたは直接、都市計画課都市施設係へお持ちください。氏名等の個人情報は公表しません。新宿区ホームページからもご意見を受け付けます。

【ご意見の提出先・問合せ】都市計画課都市施設係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎8階) ☎(5273)3547・FAX(3209)9227へ。



▲敷地と道路に段差のない一体的な歩行空間が確保され、敷地内に誘導用ブロックが設置されている



▲道路と敷地内と施設出入口まで、素材・色などが統一された誘導用ブロックが連続して設置されている